



栃木県公報

令和6(2024)年
3月5日(火)
第485号

目次

告 示

○県営土地改良事業計画の決定	153
○県営土地改良事業計画変更の決定	153
○道路の区域の変更	154
○道路の供用開始	154
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	154

公 告

○県営土地改良事業の工事完了	155
----------------	-----

告 示

栃木県告示第138号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年3月5日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営生井地区土地改良（農業用排水施設）事業	令和6(2024)年3月6日から 同年4月3日まで	令和6(2024)年 4月18日	下都賀農業振興事務所

栃木県告示第139号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年3月5日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営荒井町島地区土地改良（区画整理）事業	令和6(2024)年3月6日から 同年4月3日まで	令和6(2024)年 4月18日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年3月5日から同年4月3日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	前	真岡市飯貝字花の木114-1から 真岡市京泉字下飯貝342-1まで	7.8～18.8	222.0	
	後	真岡市飯貝字花の木114-1から 真岡市京泉字下飯貝342-1まで	19.0～80.4	222.0	

栃木県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年3月5日から同年4月3日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
69	主要地方道 宇都宮茂木線	芳賀郡芳賀町大字稲毛田1977-9から 芳賀郡市貝町大字市塙4544-2まで	令和6（2024）年 3月5日

(道路保全課)

栃木県告示第142号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
業務を行う事務所の所在地	(新規)	大阪府大阪市中央区南本町3丁目 4番15号

- 変更年月日

令和6（2024）年3月13日

(建築課)

公 告

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6（2024）年3月5日

栃木県知事 福田 富一

事業名	完了年月日
県営中山間馬頭中部地区土地改良（区画整理）事業	令和5（2023）年5月1日

（農地整備課）